

# 鹿児島純心大学施設使用規程

## (趣旨)

第1条 鹿児島純心大学（以下「本学」という）の施設を一般市民の利用に供するため、鹿児島純心大学施設使用規程を次のように定める。

## (使用者)

第2条 施設を使用できる者は、文化活動及びスポーツ活動等を目的とする、責任者のいる団体（以下「使用者」という。）とする。

## (使用施設、備品)

第3条 使用者が使用できる施設（施設に設置されている備品を含む）は鹿児島純心大学施設使用許可願に記載された施設に限る。

## (使用日、使用時間)

第4条 使用日及び使用時間は、本学の教育研究に支障のない範囲において学長が決定するが、原則として月曜日から土曜日まで（但し祝日を除く）の午前8時半から午後5時までとする。但し、隈之城キャンパスの施設については、別に学長が施設ごとに定める。

## (使用の許可)

第5条 施設を使用しようとする者は、10日前までに使用許可願（別記様式）を本学事務局総務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は前項の許可をするにあたり、施設の管理上必要な条件を付することができる。

## (使用の制限)

第6条 学長は前条の許可にあたり、次の各号の一に該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) スポーツ活動のために施設を使用する場合で、使用者がスポーツ安全保険等に加入していない場合
- (2) 使用者が入場料を徴収する場合など、教育上好ましくないと判断される場合
- (3) 施設の管理上支障がある場合

## (使用の取消及び中止)

第7条 学長は、次の各号の一に該当するときは、許可を取消、もしくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき
- (2) 使用者がこの規程、使用細則及び本学係員の指示に違反したとき

## (使用料)

第8条 本学内の施設にかかる使用料は、別表1のとおりとし、隈之城キャンパスの施設にかかる使用料は、別表2のとおりとする。

この料金表に定めのない施設の使用を認める場合の使用料は、そのつど学長が別に定める。

2 使用料は、使用日前日までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 使用料は、次に掲げる事項に該当する場合、これを免じ又は減額することができる。

- (1) 姉妹校の事業及び本学又は姉妹校の主催事業に準ずる事業であると認められる場合。
- (2) 使用目的が公益事業と認められ、且つ本学又は学園にとって有益と思料される場合。
- (3) その他、学長が特に必要と認めた場合。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。但し、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由の場合
- (2) 使用者が、使用開始前 5 日までに許可の取消及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めたとき

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終えたとき、または使用を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちに施設設備その他を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その使用により施設、設備、備品等を毀損したときは、学長の指示に従いこれを原状に復し、学長が認定する損害額を賠償しなければならない。

2 使用者が施設使用中に発生した事故については、大学は一切その責めを負わない。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な場合は学長がその細則を定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 20 年 10 月 17 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。